墨田区消費者ニュース

令和６年１月発行　第２０６号

【編集・発行】すみだ消費者センター
（墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当）
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号　TEL03-5608-1516

ひと、つながる。墨田区

若者に多い「儲け話」や「美容医療」のトラブルに注意

2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳・19歳の人も親の同意なしに有効な契約が結べるようになりました。社会経験が乏しい若者は悪質な業者に狙われやすいのです。よくあるトラブルを知って、被害を防ぎましょう。

ちょっとお小遣いを稼ぐつもりが

ネットで「簡単に稼げる」、「気軽に始められる」という広告を見て、副業を始めた。報酬を受け取るための手続きに伴う代金を支払ったが、結局報酬は受け取れなかった。

友人に儲かると勧められたが

先輩から「簡単に稼げる話がある」と誘われ、喫茶店で投資家を名乗る人を紹介された。株で儲かる投資学習用USBを30万円で購入したが、全く儲からず借金だけが残った。

無料体験の広告を見ていったら

SNSでエステのお試し無料体験の広告を見て行ったら、今だけ限定5名、回数無制限でお得ですと言われ、高額な契約をした。思うように予約が取れない。出費も厳しく解約したい。

友人から勧められて脱毛の契約したが

「無料で1か所脱毛できる」と誘われサロンに行き、1年間で45万円の全身脱毛の契約をした。クレジット決済の手数料が高すぎるので解約を申し出たら、清算金が高額だった。

消費者トラブルに巻き込まれないためのアドバイス

◆「簡単に儲かる」といったウマイ話は信じない。

◆その場の雰囲気で契約しない。契約内容はしっかり確認する。

◆「お試し施術」「月額〇〇〇円」など低価格の広告をうのみにしない。

◆強引な勧誘も勇気をもって断る。

◆契約してもあきらめずに、

消費者センターに相談する。



すみだ消費者センター
03-5608-1773

（東京都消費生活総合センター資料より）

消費者センター相談窓口から

チケット転売サイトに注意！
～公式販売サイトか確認を～

【相談事例】

海外アーティストのコンサートチケットを申し込んだが抽選に外れてしまった。ネットで検索したら購入できるサイトがあったので、クレジットカードで１枚３万円を申し込んでしまった。購入後、このサイトを調べたら海外転売サイトとわかった。本当にチケットが届くか心配だ。

【アドバイス】

消費者センターには海外転売サイトで購入したチケットについての相談が寄せられています。

トラブルにならないためには

① **チケットは公式の販売サイトから購入しましょう。**

チケットは、主催者や主催者から販売許可を得たプレイガイド、ファンクラブ、アーティスト公式販売サイトから購入してください。チケットが定価で購入でき、公演が延期や中止になった時には、払い戻しなどの対応を求められます。

② **もし自分が行かれなくなった場合はチケットの不正転売は絶対しないでください。**

チケット不正転売禁止法で転売を禁止されているチケットを不正転売することは禁止されています。急きょ行かれなくなった場合は、公式リセールサイト（公式トレードサイト＊）などでの販売を検討しましょう。

＊チケット購入後ご来場いただけなくなった方とチケット購入をご希望の方を対象に、抽選による自動マッチングを行うシステムです。

不安に思ったら消費者センターへご相談ください。

すみだ消費者センター相談室

相談専用ダイヤル ― まずは電話でご相談ください ― 5608-1773

■相談日・・・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）
（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）
■相談時間・・午前9時00分～午後4時30分
■所在地・・・・墨田区押上2-12-7　セトル中之郷2階
●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」Ａ３出口徒歩３分
●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩７分
●区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

